

持続可能な養殖産地育成事業実施要領

第1 趣旨

持続可能な養殖産地育成事業（以下、「事業」という。）の実施については持続可能な養殖産地育成事業費補助金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 補助の対象事業

補助の対象となる事業種目及び対象経費は、別表1に掲げるとおりとし、予算の範囲内において補助するものとする。

なお、補助限度額は、養殖モデル計画に定められた期間において実施する取組の合計額が、別表1に定める金額を超えない範囲とする。ただし、各年度で実施する事業は単年度で完了するものとする。

第3 事業主体

事業主体は、「持続可能な養殖産地育成事業にかかる養殖モデル計画策定要領」第4に基づき地域養殖モデル計画検討会議において中核的養殖業者と認められた県内の養殖業者（漁業協同組合又は養殖業者（法人、個人））とする。

第4 対象漁業

事業で対象とする漁業は海面養殖業とする。

第5 養殖モデル計画の策定と要件

- 1 事業主体は「持続可能な養殖産地育成事業にかかる養殖モデル計画策定要領」に基づき養殖モデル計画を策定する。
- 2 養殖モデル計画の内容は、以下に掲げる全ての項目を満たすものでなければならない。
 - ア 地域の漁業関係者間で同意が得られる内容であること
 - イ 養殖モデル計画に先駆性が認められること
 - ウ 取組内容について、地域内外への波及が可能なもの
 - エ 生産額向上を目的としていること

第6 持続可能な養殖産地育成事業審査委員会

水産部長は、水産部内に組織する「持続可能な養殖産地育成事業審査委員会（以下「審査委員会」）」に対し、事業計画の認定に関わる検討審査を命ずるものとする。審査委員会事務に関する主務課は水産加工流通課とする。

審査委員会は、認定申請がなされた事業計画の妥当性の審査結果について水産部長に報告するものとする。

第7 採択基準

- 1 審査委員会は、別表2の評価項目に基づき事業計画の審査を行ない、ポイントを付与するものとする。
- 2 県は、上記により得られたポイントの合計が高い事業計画（同一ポイントを獲得した事業計画が複数ある場合は、成果目標の第3期目における「経営体全体での生産額（千円）」が、基準値に対してより高い増加率の順）から順に優先的に採択するものとする。ただし、前項により得られたポイントが29点未満の事業計画はこれを採択しない。

第8 事業の実施

1 事業計画の提出

事業主体は、事業を実施する場合は、事業計画承認申請書（別記様式第1号）に実施要綱第4条に定める書類を付して知事に提出するものとする。

2 事業計画の承認

事業計画書の提出を受けた知事は、第6の評価委員会の評価結果に基づき事業計画の承認をするものとする。

第9 事業の着手

- 1 事業の実施は、規則第5条に基づく補助金の交付の決定後に着手するものとする。ただし、早期の事業の実施が事業目的の実現に必要な場合は、交付決定前に着手することができるものとする。なお、この場合、事業主体は交付決定前着手届（別記様式第2号）を提出するものとする。
- 2 前項ただし書きにより交付決定の前に着手する場合については、本事業について補助金の交付の予定が示されてから着手するものとする。この場合において事業主体は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 3 県は、交付決定前の着手について事前にその理由を十分に検討して必要最小限にとどめるように指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより事業の適正な実施を図るものとする。

第10 指 導

知事は、事業主体に対し事業の実施に関し、必要な報告を求め、また、指導を行うことができる。

第11 事業成果目標達成状況報告

事業主体は、養殖モデル計画に掲げる事業の成果目標に対する成果について、成果目標達成状況報告書（別記様式第3号）により報告対象年度の翌年度の5月末日までに知事に報告するものとする。

第 12 実証に関する情報の記録

- 1 事業主体は、養殖モデル計画に掲げる成果目標の期間、別表 3 に掲げる情報のうち県が指定するものについて、実証に用いる施設と従前の施設毎に比較検討できるよう詳細に記録するものとする。
- 2 事業主体は、前項に基づき記録された情報について実証結果報告書（別記様式第 4 号）により報告対象年度の翌年度 5 月末日までに知事に報告するものとする。

第 13 実証に関する情報の利用

県は、第 12 の 2 により報告を受けた情報について取りまとめ、先進的な養殖ビジネスモデルの普及を目的として公開できるものとし、事業主体はこれに同意するものとする。

第 14 推進体制

主務課は本事業を円滑かつ適正に推進するため、他の事業との連携に配慮するとともに、関係部課等と十分連絡協議するものとする。

第 15 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年度の予算から施行する。

別表 1

事業種目	対象経費	補助率
持続可能な養殖産地育成事業	養殖モデル計画に基づき実施する、地域内外へ波及が期待される先駆的な取組に係る、以下の取組に必要な経費。 1. 養殖用施設等整備に必要な経費 ア. 施設整備費（生簀、生簀網、係留施設及び付帯する資材等） イ. アの整備に伴う漁場調査費、設計費、運搬費、組立設置費等 2. 養殖用機器等整備 ア. 機器整備費（先端機器） イ. アの整備に伴う借上使用料、設計費、設置費、システム調整費、通信費等 3. その他事業の推進に必要と知事が認めた経費（販売促進費等）	当該事業に要する経費の2分の1以内

※くろまぐろ養殖を対象とした取組は1事業主体あたり補助限度額を 20,000 千円、その他魚種の養殖を対象とした取組は1事業主体あたり補助限度額を 10,000 千円とする。

※建物等施設の建設や不動産取得に関する経費は補助の対象としない。

※補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の額が生じる場合、これを切り捨てた額を補助金の額とする

別表 2

評価項目	最大 ポイント
1. 実証内容の先駆性 養殖モデル計画の内容は県内における新たな養殖モデルとしての先駆性が認められるか。 取組内容が以下の項目に該当する場合それぞれ点数を加算する。 ア 自然環境の変化（赤潮頻発、海水温上昇など）に対応するための取組 イ 社会環境の変化（資材高騰、担い手不足など）に対応するための取組 ウ 生産性の向上等を目的とした施設の大型化※¹ エ 漁場の沖合化※² オ 先端機器※³の利用	15
2. 期待される効果 養殖モデル計画に記載の期待される効果が以下の項目に該当する場合それぞれ点数を加算する ア 生産額の増大 イ 生産原価の削減 ウ 付加価値の向上 エ 生産量の増大 オ 作業性の向上 カ 輸出量又は輸出額の増大 ※アに該当しないものは欠格	18
養殖モデル計画の内容は県内における新たな養殖モデルとして地域内外への波及が期待される内容か	15
具体性、計画性、実現の可能性が認められるか。また、実施する内容と見込まれる効果の間に合理性が認められるか。	10

※1 沖合化：赤潮や魚病の発生及び被害の恐れが少ないなど、現在の漁場より養殖生産に有利であるものの、海象条件等の理由からこれまでに有効利用できていない海面へ施設の強靱化などにより進出すること。

※2 大型化：生産効率の向上等のために現在の養殖施設より規模を拡大した施設を用いて養殖を行うこと。

※3 先端機器：養殖作業や生産管理等をICTやIoT、AIなどの技術を活用して行う機器。

別表 3

項目	記録・報告すべき情報
1. 収益性に関する情報	実証に係る施設、既存施設毎または経営体の ア 収入に関する情報（売上高、販売単価、販売数量など） イ 支出に関する情報（売上原価、売上原価内訳（材料費、燃油費、消耗品費、修繕費、減価償却費、人件費、期首・期末仕掛品棚卸高 等）など）
2. 生産に関する情報	ア 給餌量、餌の種類 イ サイズ（体重、体長、殻長など） ウ 養殖数量（飼育尾数など） エ 生残に係る情報（へい死尾数、生残率） オ 投薬記録
3. 作業性に関する情報	①以下の作業に係る人員数、作業時間、回数（日数） ア 給餌作業 イ 施設維持（生簀メンテナンス） ウ 出荷作業 エ その他（死魚回収、ワクチン接種など） ②先端機器の使用に関する情報（使用回数、効果等）
4. 生産安定性に関する情報	ア 施設耐性（荒天時（潮流・波浪等）の施設の破損及び修繕・調整等の状況） イ 魚病、赤潮等の発生状況（発生の有無、へい死尾数等）
5. 環境への影響に関する情報	ア 施設直下の底質の全硫化物（T S） イ 溶存酸素量
6. 雇用の状況	ア 従業員数（年齢、性別） イ 雇用条件（給与、週休日数、労働時間等）
7. その他	上記のほか、実証結果の検証に必要な情報

※実証に用いる施設と従前の施設毎に比較検討できるよう記録するものとする。

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

持続可能な養殖産地育成事業計画承認申請書

令和 年度に持続可能な養殖産地育成事業より下記事業を実施したいので、持続可能な養殖産地育成事業実施要領第8の1に基づき、事業計画書の承認を申請する。

記

（添付資料）

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 暴力団排除にかかる誓約書

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先：○○○－○○○－○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先：△△△－△△△－△△△）

別記様式第2号（第9関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

事業主体の住所
名称及び代表者氏名 印

令和 年度持続可能な養殖産地育成事業交付決定前着手届

持続可能な養殖産地育成事業実施要領第9の規定に基づき、別記条件を了承の上、
交付決定前の着手について届け出ます。

記

1. 事業種目
2. 事業の内容
3. 事業に要する経費
補助対象事業費： 円
4. 着手年月日および完了予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

1. 交付決定の通知を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
2. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

持続可能な養殖産地育成事業 成果目標達成状況報告書

住 所
名称及び代表者名

1 養殖モデル計画策定年度 年度

2 実施した事業の実績
事業実施年度：
事業内容：

3 達成状況

	成果指標	基準 値	項目	1 年目 (年 度)	2 年目 (年 度)	3 年目 (年 度)
1	経営体全体での 生産額（千円）		目標値（A）			
			実績値（B）			
			達 成 率 (%) (B)/(A)			
2			目標値（A）			
			実績値（B）			
			達 成 率 (%) (B)/(A)			
3			目標値（A）			
			実績値（B）			
			達 成 率 (%) (B)/(A)			
4			目標値（A）			
			実績値（B）			
			達 成 率 (%) (B)/(A)			

4 改善計画（報告年度の目標が達成できなかった理由等を記載）

達成できなかった理由	現況と今後の対応

別記様式第 4 号（第 12 の 2 関係）

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名（法人にあっては名称
及び代表者の氏名）

持続可能な養殖産地育成事業実証結果報告書

令和 年度に持続可能な養殖産地育成事業を実施したので、持続可能な養殖産地育成事業実施要領第 12 の 2 に基づき、実証結果を報告する。

記

（添付資料）

- ・事業実施要領の別表 3 に掲げる情報のうち県が指定する内容を記録した書類

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先：○○○－○○○－○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先：△△△－△△△－△△△）